

令和8年8月吉日

お客さま 各位

当座勘定規定等改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

石巻信用金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記の規定を改定いたします。

なお、改定後の当座勘定規定（一般用）は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 当座勘定規定（一般用）の改定内容

- ① 当座勘定規定（一般用・専用約束手形口用・小切手用法・約束手形用法・為替手形用法）
- ② 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- ③ 貯蓄預金規定
- ④ 納税準備預金規定
- ⑤ 通知預金規定
- ⑥ 定期積金規定

2. 改定内容

下記の実施内容にもとづき、改定いたします。

- ① 手形・小切手帳の発行停止
- ② 自己宛小切手の発行停止
- ③ 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止
- ④ 手形・小切手の最終振出期限の設定
- ⑤ 他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止

3. 改定日

令和8年10月1日（木）



石巻信用金庫

< 新旧対照表 > 当座勘定規定

変 更 後	変 更 前
当 座 勘 定 規 定 （一般用） 第 1 条（当座勘定への受入れ） （１） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （２） ～ （４） （略） 第 7 条（手形、小切手の支払等） （１） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降に振り出された小切手または手形が呈示された場合は、当座勘定から支払いません。</u> （２） ～ （４） （略） 第 8 条（手形、小切手用紙等） （１） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出ししてください。</u> （２） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> （３） ～ （４） （略） （５） <u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。	当 座 勘 定 規 定 （一般用） 第 1 条（当座勘定への受入れ） （１） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>（追加）</u> （２） ～ （４） （略） 第 7 条（手形、小切手の支払等） （１） 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>（追加）</u> （２） ～ （４） （略） 第 8 条（手形、小切手用紙） （１） 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>（追加）</u> （２） 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>（追加）</u>を確認してください。 （３） ～ （４） （略） （５） <u>手形用紙、小切手用紙</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を<u>実費</u>で交付します。

(6) ～ (7) (略)

第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手、または払戻請求書等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一15時以降に入金した資金を支払に充当したことによって損害が生じた場合でも、当金庫は責任を負いません。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条 (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手、または払戻請求書等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第11条 (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、または払戻請求書等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) ～ (5) (略)

第12条 (手数料等の引落し)

- (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。
- (2) (略)

第13条 (支払保証)

小切手の支払保証はしません。

(6) ～ (7) (略)

第9条 (支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手 (追加) 等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- (追加)
- ~~(2)~~ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条 (支払の選択)

同日に数通の手形、小切手 (追加) 等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第11条 (過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手 (追加) 等の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) ～ (5) (略)

第12条 (手数料等の引落し)

- (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 (追加) によらず、当座勘定からその金額を引落することができるものとします。
- (2) (略)

第13条 (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。~~ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。~~

(第 28 条へ移動)

第 16 条 (印鑑照合等) (略)

第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。

(2) (略)

第 18 条 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺 (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026 年 10 月 1 日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。

(2) (略)

~~第 16 条 (成年後見人等の届出)~~

- ~~-(1)- 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。~~
~~-(2)- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに、書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。~~
~~-(3)- すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。~~
~~-(4)- 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。~~
~~-(5)- 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。~~

第 17 条 (印鑑照合等) (略)

第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。(追加)

(2) (略)

第 19 条 (線引小切手の取扱い)

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺 (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。(追加)

(2) (略)

第 ~~19~~ 条（自己取引手形等の取扱い）（略）

第 ~~20~~ 条（利息）（略）

第 ~~21~~ 条（残高の報告）（略）

第 ~~22~~ 条（譲渡、質入れの禁止）（略）

第 23 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 25 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 24 条（取引の制限等）

（1）～（2）（略）

（3）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。
当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

（4）3 年以上利用のない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（5）本条第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 ~~20~~ 条（自己取引手形等の取扱い）（略）

第 ~~21~~ 条（利息）（略）

第 ~~22~~ 条（残高の報告）（略）

第 ~~23~~ 条（譲渡、質入れの禁止）（略）

（追加）

第 24 条（取引の制限等）

（1）～（2）（略）

（追加）

（~~3~~）~~前 2 項~~に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

〔反社会的勢力との取引拒絶〕

——この当座勘定は、後記第 25 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 25 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 28 条（成年後見人等の届出）

- （１） 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （２） 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに、書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （３）すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （４） 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （５） 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 29 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （略）

第 30 条（規定の変更等）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、民法第 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由がある
と認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知す
ることにより、変更できるものとします。
- （２）前項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（追加：第 16 条から移動）

第 28 条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （略）

（追加）

以上

当座勘定規定（専用約束手形口用）

第1条（当座勘定への受入れ）

- （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、2026年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- （2）～（4）（略）

第7条（手形の支払）

- （1）～（2）（略）
- （3）当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。なお、2026年10月1日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

第8条（手形用紙）

- （1）～（5）（略）
- （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。なお、2026年4月1日以降は、手形の発行は停止となります。

第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- （1）（略）
- （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、2026年10月1日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

第1条（当座勘定への受入れ）

- （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。（追加）
- （2）～（4）（略）

第7条（手形の支払）

- （1）～（2）（略）
- （3）当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。（追加）

第8条（手形用紙）

- （1）～（5）（略）
- （6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合には、その限りではありません。（追加）

第16条（振出日、受取人記載もれの手形）

- （1）（略）
- （2）前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。（追加）

第 21 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第 23 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 23 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 22 条（取引の制限等）

（1）～ （2）（略）

（3）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。

当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が超過した場合、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することができるものとします。

（4）3 年以上利用のない預金口座は、入金、振込金の受入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（5）本条第 1 項から第 4 項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 23 条（解約）（略）

第 24 条（取引終了後の処理）（略）

第 25 条（手形交換所規則による取扱い）（略）

第 26 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）（略）

（追加）

第 21 条（取引の制限等）

（1）～ （2）（略）

（追加）

（3）~~前 2 項~~に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

~~（反社会的勢力との取引拒絶）~~

~~——この当座勘定は、後記第 22 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 22 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。~~

第 22 条（解約）（略）

第 23 条（取引終了後の処理）（略）

第 24 条（手形交換所規則による取扱い）（略）

第 25 条（保険事故発生時における預金者からの相殺）（略）

小 切 手 用 法

1. (略)
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますから、ご承知おきください。また、2026 年 10 月 1 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
3. ～ 8. (略)

約 束 手 形 用 法

1. (略)
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
また、2026 年 10 月 1 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
4. ～ 8. (略)

為 替 手 形 用 法

1. ～ 2. (略)
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
また、2026 年 10 月 1 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。

小 切 手 用 法

1. (略)
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますから、ご承知おきください。(追加)
3. ～ 8. (略)

約 束 手 形 用 法

1. (略)
2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
(追加)
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。
4. ～ 8. (略)

為 替 手 形 用 法

1. ～ 2. (略)
3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
(追加)
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、~~できるだけ~~記入してください。

<新旧対照表> 普通預金規定・貯蓄預金規定・定期積金規定

変 更 後	変 更 前
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略)	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略)

<新旧対照表> 納税準備預金規定

変 更 後	変 更 前
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 6. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 6. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 ~~ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡します~~ ~~ので、それにより納付してください。~~

<新旧対照表> 通知預金規定

変 更 後	変 更 前
4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、2026 年 10 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略)	4. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>(追加)</u> (2) (略)

以 上